平成２７年（フ）第８０８号
大津市国分１丁目46番23号
破産者　谷口　政弘
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８０９号
大津市国分１丁目46番23号
破産者　谷口實奈子
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
三重県志摩市大王町船越294番地３　志摩シーサイドリゾート204号、前住所京都府向日市上植野町定使田20番地の４
破産者　久能木達治
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５００号
京都府城陽市寺田垣内後87番地の６
破産者　芦田　直美
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５７８号
京都市伏見区小栗栖小阪町27番地　サンハイツ小栗栖第１　305号室、開始決定時の住所京都市伏見区小栗栖中山田町16番地72
破産者　植村　英人
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
奈良県天理市櫟本町915番地
破産者　河内　俊仁
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
奈良県天理市櫟本町915番地
破産者　河内　俊仁
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
和歌山県新宮市橋本２－５－13、開始決定時の住所和歌山県新宮市大橋通３丁目２番地の９
破産者　インテリアショップアサハラこと　浅原　勇夫
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第３２号
福岡県大川市大字向島2250番地２
破産者　野中建具店こと　野中　一繁
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
宮崎県都城市菓子野町9784番地１
破産者　新留　　猛
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第８１号
宮崎県都城市上町14街区２号
破産者　野口　博史
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第３６９号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目１－22㈱ＹＡＫＵＳＨＩＳＯ内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市和田３丁目26番23号（和田ハイツ103号　川井田タエ方）
破産者　古野　妙子
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第１８６４号
東京都世田谷区下馬３丁目32―13―103
破産者　湯浅　泰弘
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３０８号
東京都足立区青井４丁目１－２－201、開始決定時の住所東京都足立区青井４丁目46－22－205
破産者　内田　　剛
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５６２号
東京都練馬区中村南２丁目13番13号
破産者　株式会社井上商店
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７１７号
神奈川県横須賀市長坂４丁目２－48　第３カサオルティア201、開始決定時の住所茨城県潮来市日の出１丁目11－１　ネオシティ潮来618
破産者　小峰　隆二
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５３２号
東京都足立区南花畑１丁目10－４
破産者　小柳　久夫
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９０７号
東京都東久留米市新川町１丁目４－18―503、開始決定時の住所神奈川県横浜市戸塚区汲沢町1173－１－1003
破産者　有吉　孝禮
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６１０号
千葉県柏市篠籠田1486－１　グランベールＢ－103
破産者　馬場　大輔
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部